

令和 7 年度

第 7 回 農業委員会総会 議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第7回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年10月9日(木) 午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 15人

農業委員

9人

1番

板橋 利行

2番

石井 宏

3番

小沢 伊知郎

4番

朝倉 一江

5番

太田 裕士

6番

山野 孝一

7番

岡崎 博一

9番

小川 治夫

会長 10番

石橋 弘嗣

欠席委員

1人

8番

神澤 晶子

農地利用最適化推進委員

6人

1番

久保田 章

2番

富田 憲一

3番

皆川 佳広

4番

石井 悦史

5番

大滝 與鷹

6番

平田 秀行

4. 議事日程

- 1 議事録署名等委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第3号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	2件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	4件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）	30件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第4号	令和7年度農地利用状況調査結果について	
報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	2件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	岩佐 伸幸
次 長	秀谷 康久
副 主 幹	吹上 裕三
主 査	室岡 稔
主 任	牧野 有希

6. 会議の概要

発言者	内 容
議長	ただいまより、令和7年度第7回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、議席8番の委員より欠席の連絡を受けております。 農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。 農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	それでは、議席2番の委員、議席3番の委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、牧野主任を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第4班で、議席7番の委員、議席3番の委員です。 農政関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。

議席 5 番の委員	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議 長	はい、議長。
議席 5 番の委員	はい、議席 5 番の委員。 現地調査は、令和 7 年 9 月 2 9 日に農地調査班第 3 班と農地利用最適化推進委員で行いました。 (1) の譲受人は、主にブラックベリーを栽培している方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。 現況は路地畑となっており、取得後はブラックベリーとにんにくを作付けしていくとのことです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。 続きまして、 (2) の譲受人は、主に梨を栽培している方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。 現況は路地畑となっており、取得後は柿と栗を作付けしていくとのことです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。 報告は以上です。
議 長	第 3 班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。

事務局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 (1)の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。 取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり、許可要件はすべて満たしております。 続きまして、 (2)の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。 取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり、許可要件はすべて満たしております。 説明は以上でございます。
議長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各委員	なし。
議長	「なし」という声がありました。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について許可することと決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2)について、許可することと決定することに、ご異

	議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から、議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、7件でございます。
	議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。
	(1)の申請受付日は、令和7年9月22日でございます。
	申請地は東国分1丁目の2筆で、地目は田、合計面積は225.02平方メートルです。
	区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。
	申請理由につきましては専用住宅の建築を目的に所有権の移転をするものでございます。
	続きまして、議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。
	(2)から(4)までは関連しておりますので一括してご説明します。
	申請受付日は、令和7年9月22日でございます。
	申請地は宮久保5丁目の6筆で、地目は田、合計面積は2,983平方メートルです。
	区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。
	申請理由につきましては特定建築条件付売買予定地14

議 長	棟を目的に所有権の移転をするものでございます。 続きまして、議案書の９ページ、１０ページをお願いいたします。 （５）の申請受付日は、令和７年９月２４日でございます。 申請地は大野町２丁目で、地目は畑、面積は２７２平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域で農業振興地域ですが、農用地ではありません。 申請理由につきましては専用住宅の建築を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。 続きまして、議案書の１１ページ、１２ページをお願いいたします。 （６）の申請受付日は、令和７年９月２４日でございます。 申請地は大野町２丁目で、地目は畑、面積は２２７平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域で農業振興地域ですが、農用地ではありません。 申請理由につきましては特定建築条件付売買予定地１棟を目的に所有権の移転をするものでございます。 最後に、議案書の１３ページ、１４ページをお願いいたします。 （７）の申請受付日は、令和７年９月２５日でございます。 申請地は堀之内２丁目で、地目は田、面積は１，１４１平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては車両置場を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は以上です。 続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第３班に付託しております。
------------	--

議席 6 番の委員	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議 長	はい、議長。
議席 6 番の委員	はい、議席 6 番の委員。
	現地調査は、令和 7 年 9 月 2 9 日に農地調査班第 3 班の委員で行いました。 (1) の申請地は、県立市川昂高校の北側の概ね 1 5 0 メートルに位置し、現況は駐車場になっておりました。 農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第 3 種農地と判断します。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、既設のブロックを援用し土砂流出を防止します。 汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。 また、埋め立てはありません。 なお、すでに駐車場として使用しており、農地への復元も検討しましたが、申請後の工事に併せて撤去したいとのことから、現状のまま申請したい旨の始末書の提出がされております。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続きまして、 (2) から (4) は関連しておりますので一括してご説明します。 申請地は、市川市立宮久保小学校の東側の概ね 2 0 0 メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、宅地化の状況が第 3 種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ 1 0 ヘクタール未満である農地であることから、第 2 種農地と判断します。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地周囲にコンクリートブロックを新設及び既存のブロックを援用し

	土砂流出を防止します。 汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。 また、埋め立てはありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続きまして、 (5)の申請地は、武蔵野線市川大野駅の南西側の概ね500メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、鉄道駅から1キロメートル以内の農地であることから第2種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、重量ブロックを新設し土砂流出を防止します。 汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路に新設する側溝に接続し、排水します。 また、埋め立てはありません。 譲渡人は、要望により使用貸借権の設定をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続きまして、 (6)の申請地は、武蔵野線市川大野駅の南西側の概ね500メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、鉄道駅から1キロメートル以内の農地であることから第2種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地周囲に重量ブロックを設置し土砂の流出を防止します。 汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路に新設する側溝に接続し、排水します。 また、埋め立てはありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業
--	--

		計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続きまして、 （７）の申請地は、市川市立中国分小学校の北西側の概ね３５０メートルに位置し、現況は車両置場になっておりました。 農地区分については、宅地化の状況が第３種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ１０ヘクタール未満の農地であることから、第２種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留を設置し土砂流出の防止をします。 また、埋め立てはせず、敷地内は現況のまま砂利敷きで使用します。 雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。 なお、すでに車両置場として使用しており、農地への復元も検討しましたが、申請後も同一の利用をすることから、現状のまま申請したい旨の始末書の提出がされております。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 報告は以上でございます。	
議	長	第３班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。	
事	務	局	はい、議長。
議	長	はい、事務局。	
事	務	局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させて

	いただきます。 (1) の譲受人は、市内在住の個人です。 子供の学校を考慮し、今回の申請地の条件が良かったため申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を借入金にて賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、始末書の件以外には農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。 工事の予定につきましては、令和7年12月10日に着工し、完了は令和8年5月15日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 続きまして、 (2) から(4) は関連しておりますので一括してご説明します。 譲受人は、船橋市に本店を置き主に不動産業を営む法人です。 周辺に小学校等の教育施設が近接しており、住環境に適していると考えたため申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。
--	---

	工事の予定につきましては、令和7年11月15日に着工し、完了は令和9年3月31日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 続きまして、 (5)の譲受人は、市内在住の個人です。 駅、学校、病院等に近く、譲受人の父から所有地を借り受け自宅を建てたいとのことから申請に至ったとのこと です。 資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を借入金にて賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。 工事の予定につきましては、令和7年10月20日に着工し、完了は令和8年3月31日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 続きまして、 (6)の譲受人は、市内に本店を置き不動産業を営む法人です。 駅や学校、病院等の施設に近いことから住環境に適していると考えたため申請に至ったとのこと です。 資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。
--	--

議 長 各 委 員	転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。 工事の予定につきましては、令和7年10月20日に着工し、完了は令和8年3月31日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 続きまして、 (7)の譲受人は、市内に本店を置き主に土木業を営む法人です。 外環に近く営業エリアで利便性が良いことから申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を借入金にて賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、始末書の件以外には農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。 工事の予定につきましては、令和7年10月31日に着工し、完了は令和7年11月30日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 説明は、以上でございます。 事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 議案第2号につきましてご発言のある方は挙手をお願いいたします。 なし。
-------------------------	--

議	長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、（１）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各	委 員	異議なし。
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第２号（１）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、（２）から（４）は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。 議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、（２）から（４）を許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各	委 員	異議なし。
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第２号（２）から（４）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、（５）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各	委 員	異議なし。
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第２号（５）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。

	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(6)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号(6)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。
	続きまして、お諮りいたします。
	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(7)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号(7)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。
	次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。
	議案書の15ページ、16ページをお願いいたします。
	令和7年9月19日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が2件提

議 長	出されたものでございます。 説明は以上でございます。 続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第 1 班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席 2 番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席 2 番の委員。
議席 2 番の委員	議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和 7 年 9 月 2 6 日に第 1 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 (1) の申請地は、市川市立国分小学校の南側に位置した田、2 筆で合計面積は、9 0 3 平方メートルです。 主に申出人の夫が農業に従事していましたが、令和 7 年 2 月に死亡し、今後、農業経営を縮小することから、今回の申請に至ったとのことでございます。 死亡した者の農業従事日数は、年間 3 0 0 日です。農家基本台帳で確認いたしました。 このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。 (2) の申請地は、市川市立国分小学校の南側と西側に位置した田及び畑、7 筆で、合計面積は 4 , 5 5 8 平方メートルです。 主に申出人の父が農業に従事していましたが、令和 7 年 2 月に死亡し、今後、農業経営を縮小することから、今回の申請に至ったとのことでございます。 死亡した者の農業従事日数は、年間 3 0 0 日です。 農家基本台帳で確認いたしました。 このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。

		以上でございます。
議	長	第1班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各	委 員	なし。
議	長	「なし」という声がありました。お諮りいたします。 議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明 願について」、(1)について、願出のとおり証明すること に、ご異議ございませんか。
各	委 員	異議なし。
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号(1)は、全会一致により証明すること と、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明 願について」、(2)について、願出のとおり証明すること に、ご異議ございませんか。
各	委 員	異議なし。
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号(2)は、全会一致により証明すること と、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。
議	長	報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得 の届出について」、事務局より、報告いたします。
事 務 局 次 長		はい、議長。

議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、4件、報告いたします。
	議案書の17ページをお願いいたします。
	1番については令和7年2月23日付けで相続の権利が取得されており、相続人からは、令和7年9月3日に権利取得の届出がありました。
	なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。
	続きまして、2番については令和7年2月27日付けで相続の権利が取得されており、相続人からは、令和7年9月22日に権利取得の届出がありました。
	なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。
	続きまして、3番については令和7年1月17日付けで相続の権利が取得されており、相続人からは、令和7年9月24日に権利取得の届出がありました。
	なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。
	続きまして、4番については令和7年1月17日付けで相続の権利が取得されており、相続人からは、令和7年9月24日に権利取得の届出がありました。
	なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。
	報告は、以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。
	次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局より報告いたします。
事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。

事 務 局 次 長	報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において30件専決しましたので、報告いたします。 議案書の19ページをお願いいたします。 今回の報告は、令和7年9月1日から9月29日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は 15件、27筆、7,862.00平方メートル、 第5条の届出は 15件、20筆、9,334.20平方メートルで、 第4条と第5条の合計は30件、47筆、 転用面積は17,196.20平方メートルでございます。 なお、詳細につきましては、19ページから25ページまでに記載のとおりです。 報告は、以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第3号「農地法18条第6項の規定による通知について」、事務局より、報告いたします。
事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告いたします。 議案書の27ページをお願いいたします。 本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。 土地の所在は田尻、地目は田、面積は1,024平方メートルであり、令和7年9月1日に合意解約がなされ、令和7年9月10日付けで農業委員会に通知書が提出されました。 報告は、以上でございます。

議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第４号「令和７年度農地利用状況調査結果について」、事務局より、報告いたします。
事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	「令和７年度農地利用状況調査結果について」、ご報告いたします。 議案の２９ページをお願いいたします。 本年９月８日から９月１６日まで、農地法第３０条の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員と農地利用状況調査を実施いたしました。 報告第４号「別冊」の１ページをご覧ください。 遊休農地と判断されたＡ地区からＥ地区の合計は、１５２筆、９９，２８３平方メートルでございます。 続きまして２ページをお願いいたします。 前年度調査と比較して、１８筆、９，４１５平方メートルの減となりました。 詳細につきましては、次ページ以降をご覧ください。 今回の結果を踏まえ、農地法第３２条第１項により遊休農地所有者に対し、利用意向調査書を１０月３日付けで発送いたしました。 通知文等につきましては、配付資料のとおりとなります。 今後にも必要に応じて、調査を実施してまいります。 報告は、以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第５号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より報告いたします。

事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	報告第5号 「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。 議案書の31ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。 令和7年9月3日から令和7年9月11日までの間に申請がありました2件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。
議 長	事務局からの報告は以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。 これで、令和7年度第7回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 石 井 宏

委 員 小 沢 伊 知 郎
